

(申請手続等のご案内)

# 「兵庫県大規模施設等協力金」募集概要

＜緊急事態措置期間：令和3年4月25日～同年6月20日＞

対象事業者の皆様には、本案内をご確認の上  
協力金の申請に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

●支給対象事業者(詳細は「支給対象・支給額算定の考え方」をご覧ください。)

緊急事態措置の期間において、

①休業要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設の運営事業者  
※「運営事業者」とは、施設の運営により収益を得る事業者で、当該施設の休業を決定する権限を有する者をいいます。

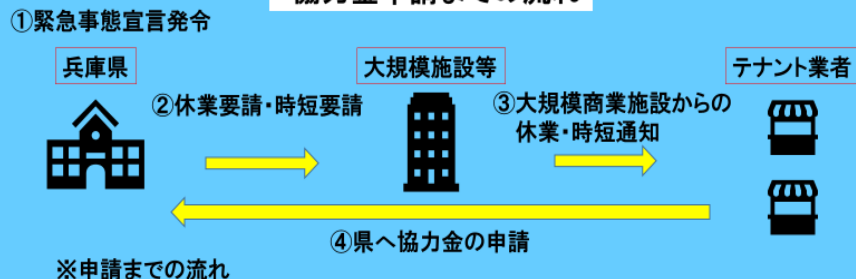
※本協力金においては、「建築物の床面積1,000㎡を超える施設」を「大規模施設」といいます。

②休業要請又は無観客開催要請に応じていただいた、建築物の床面積1,000㎡を超える施設内に賃借契約に基づき出店し事業を営む店舗で、休業を行った店舗のテナント事業者等  
(本協力金は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業です)

※休業要請対象施設についてはホームページでご確認ください。  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)

## 申請のために

### ・協力金申請までの流れ



兵庫県の休業・時短要請に大規模施設が応じ、それに伴い施設内の店舗(テナント)を休業した場合は、対象となる各事業者に対し休業した店舗面積等に応じて協力金を支給します。

※その他の要件は申請要項をご確認ください

- ※申請までの流れ
- ①緊急事態宣言発令
  - ②兵庫県から大規模商業施設等への休業・時短要請
  - ③大規模施設の措置に伴う休業・時短
  - ④県へ協力金の申請を行う。(要綱参照)

申請方法:①電子申請 ②郵送による申請(できるだけ、電子申請をご利用ください)

申請書の入手について

・ウェブサイトからダウンロード

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin-daikiboshisetsu.html>

・県内の市町役場、県民局・県民センター・商工会等で申請様式を配布します。  
配布場所は決まり次第、県ホームページでお知らせします。

### 《申請期間》

申請受付期間：令和3年6月21日(月)～令和3年7月30日(金)

## 申請に必要な書類

	書類名	説明・具体例
1	代表者の本人確認書類の写し	法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード(表面のみ) 運転免許証、パスポート(住所欄含む)、健康保険証等の写しで、申請日時点で有効期限内のもの<いずれか一つ>
2	通帳の写し	表紙と見開き1ページ目
3	直近の確定申告書の写し	法人:法人税確定申告書 別表一の写し 個人事業主:確定申告書B 第一表の写し ※いずれも、税務署受付印(税理士等の証明印でも可)または電子申告の受信通知のあるもの
4	県が休業等の要請をした対象施設であることが分かる書類	・大規模施設運営者 ・テナント事業者 ・非飲食業カラオケ事業者 それぞれで規定あり(要項参照)
5	通常の営業日 定休日、営業時間が分かる書類	施設(店舗等)のホームページ・ショップカード・パンフレットの写し、施設(店舗等)内表示・看板の写真 など<いずれか一つ> ※「通常の営業日・営業時間」とは、休業等要請期間以前及び終了後の営業日・営業時間のことです。
6	掲載した休業の告知文の写真又は写し	写真の場合、店頭等に掲示していることが分かり文言が鮮明に写ったもの
7	施設名・店名が確認できる外観写真	施設名・店名を鮮明に写した写真
8	施設(店舗)の内観写真	鮮明な写真
9	感染防止対策宣言ポスターを掲示していることが確認できる写真	鮮明な写真
10	【該当者のみ】理由書	確定申告書の写しを提出できない場合や、通常時と休業要請中の定休日や不定休による店休日数が異なる場合など、申告事項がある場合は提出

※提出資料の詳細については要項の参照をお願いいたします。

## お問い合わせ等

○まずは、兵庫県大規模施設等協力金ホームページのよくあるお問い合わせ(Q&A)をご確認ください。

QRコードからホームページにアクセスしてください。

○コールセンターでもお受けしています。



兵庫県休業・時短協力金コールセンター

【電話番号】078-361-2501

(電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。)

【開設時間】午前9時から午後5時(土日祝日を除く)

# 支給額算定の考え方

## A 休業要請に応じた大規模施設の運営事業者

◆休業 R3.4.25(日)~5.11(火)  
R3.5.12(水)~6.20(日)の土曜・日曜

1日あたりの支給額 = A + B + C

A:自己利用部分の休業面積  
1,000㎡当たり 20万円/日

+

B:テナント店舗・特定百貨店等店舗数(10以上)  
× 2千円/日

+

C:特定百貨店等店舗数 × 2万円/日

(例)・自己利用部分の面積 :3,400㎡  
・テナント事業者+特定百貨店等店舗 :50店舗  
・特定百貨店等店舗 :30店舗

A:20万円 × 3 (4,000㎡未満) = 60万円  
B:2千円 × 50店舗 = 10万円  
C:2万円 × 30店舗 = 60万円  
支給額/日 = 130万円

◆時短営業 R3.5.12(水)~6.20(日)の平日

1日あたりの支給額

休業の場合の支給額(A+B+C)  
×  
(本来の営業終了時間-20時) ÷ 本来の営業時間

(例)・自己利用部分の面積 :3,400㎡  
・テナント事業者+特定百貨店等店舗:50店舗  
・特定百貨店等店舗 :30店舗  
・通常営業時間 :11時~21時まで(10時間)  
・時短営業時間 :11時~20時まで  
130万円 × (21時-20時)  
÷ 10時間 = 13万円/日


※本館・別館等 建物が分かれている場合  
それぞれの建物で申請が可能

## C 映画館運営事業者及び映画配給会社


◆休業 R3.4.25(日)~5.11(火)  
R3.5.12(水)~6.20(日)の土曜・日曜

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)

(例) 常設スクリーン1つの場合

 2万円 × 1 = 2万円/休業日

(例) 常設スクリーン2つの場合


 2万円 × 2 = 4万円/休業日

以下、スクリーン数毎に2万円/日 を加算


◆時短営業 R3.5.12(水)~6.20(日)の平日

常設スクリーン1つ当たり 2万円/日(定休日除く)  
× 時短営業により上映できなかった回数  
÷ 本来予定していた上映回数

(例)常設スクリーン1つの場合※通常上映数10回  
時短により上映できなかった回数 2回

 2万円 × 1 = 2万円  
2万円 × 2回 / 10回  
= 4,000円/時短営業日

(例)常設スクリーン2つの場合※通常上映数10回  
時短により上映できなかった回数 2回

 2万円 × 2 = 4万円  
4万円 × 2回 / 10回  
= 8,000円/時短営業日

スクリーン数・通常の上映回数により変動

## B 大規模施設内のテナント事業者等

◆休業 R3.4.25(日)~5.11(火)  
R3.5.12(水)~6.20(日)の土曜・日曜

1日あたりの支給額

店舗面積100㎡当たり 2万円/休業日

(例) 店舗面積200㎡未満

 2万円 × 1単位 = 2万円/休業日

(例) 店舗面積300㎡未満

 2万円 × 2単位 = 4万円/休業日


以下、100㎡毎に2万円/日 を加算

◆時短営業 R3.5.12(水)~6.20(日)の平日

1日あたりの支給額

休業の場合の支給金額 ×  
(本来の営業終了時間-20時) ÷ 本来の営業時間  
(注2)

(例)店舗面積 150㎡  
※本来の営業時間 11時~21時(10時間)

 2万円 × 1 = 2万円(面積分)  
2万円 × (21時-20時) ÷ 10時間  
= 2,000円/時短営業日

※面積ごとの単位について

1㎡~199㎡	1単位
200㎡~299㎡	2単位
300㎡~399㎡	3単位

以下省略

## D 非飲食業カラオケ事業者(1,000㎡以下)

◆休業  
2万円/日(定休日除く)

 2万円 × 1 = 2万円/休業日

詳しい算定方法、支給額については  
要項を参照ください。

契約に基づき施設内の区画を賃借し、分譲を受けて出店している等の要件を満たす店舗を運営する事業者(特定百貨店店舗は対象外)